

野々市小学校施設整備事業

落札者決定基準

平成19年12月

野 々 市 町

目 次

| | |
|--------------------|---|
| 1. 本書の位置づけ | 1 |
| 2. 事業者選定の概要 | 1 |
| (1) 事業者選定方式 | 1 |
| (2) 事業者選定方法 | 1 |
| (3) 事業者選定の体制 | 1 |
| 3. 審査の手順 | 3 |
| 4. 入札参加資格審査 | 4 |
| 5. 入札書類審査 | 4 |
| (1) 入札書類の確認 | 4 |
| (2) 基礎項目審査 | 4 |
| (3) 加点項目審査 | 4 |
| (4) 優秀提案の選定 | 5 |
| 6. 落札者の決定 | 5 |

添付資料

別紙1 基礎審査項目の評価基準

別紙2 加点審査項目の評価基準

1. 本書の位置づけ

野々市小学校施設整備事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、野々市町（以下「本町」という。）が野々市小学校施設整備事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに際し、入札参加希望者に公表する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った入札参加者を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を示すものである。

2. 事業者選定の概要

(1) 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、本施設の整備、維持管理業務の各業務を通じて、効率的かつ効果的に、併せて安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等を総合的に評価して選定することが必要である。そこで、事業者の選定にあたっては、入札価格及び施設整備の性能等、本町の要求するサービス水準との適合性や維持管理業務における遂行能力、事業計画の妥当性、資金調達計画の確実性、リスク負担能力等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行う。

(2) 事業者選定方法

事業者の選定は、入札参加資格審査及び入札書類審査により行う。

入札参加資格審査においては、入札参加者の参加資格について本町が審査を行い、入札書類審査においては、入札価格及び本事業の各業務に関する具体的な提案内容の審査を行う。

なお、入札参加資格審査の結果は、入札書類審査の対象となる入札参加者を選定する目的にのみ用い、入札書類審査における評価には反映させないこととする。

(3) 事業者選定の体制

入札書類審査に当たっては、本町が基礎項目審査を行ったうえで、本町が設置した学識経験者等で構成する野々市小学校施設整備事業事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）が入札参加者から提出された入札書類の加点項目審査を行い、優秀

提案を選定し、本町に選定結果を報告する。

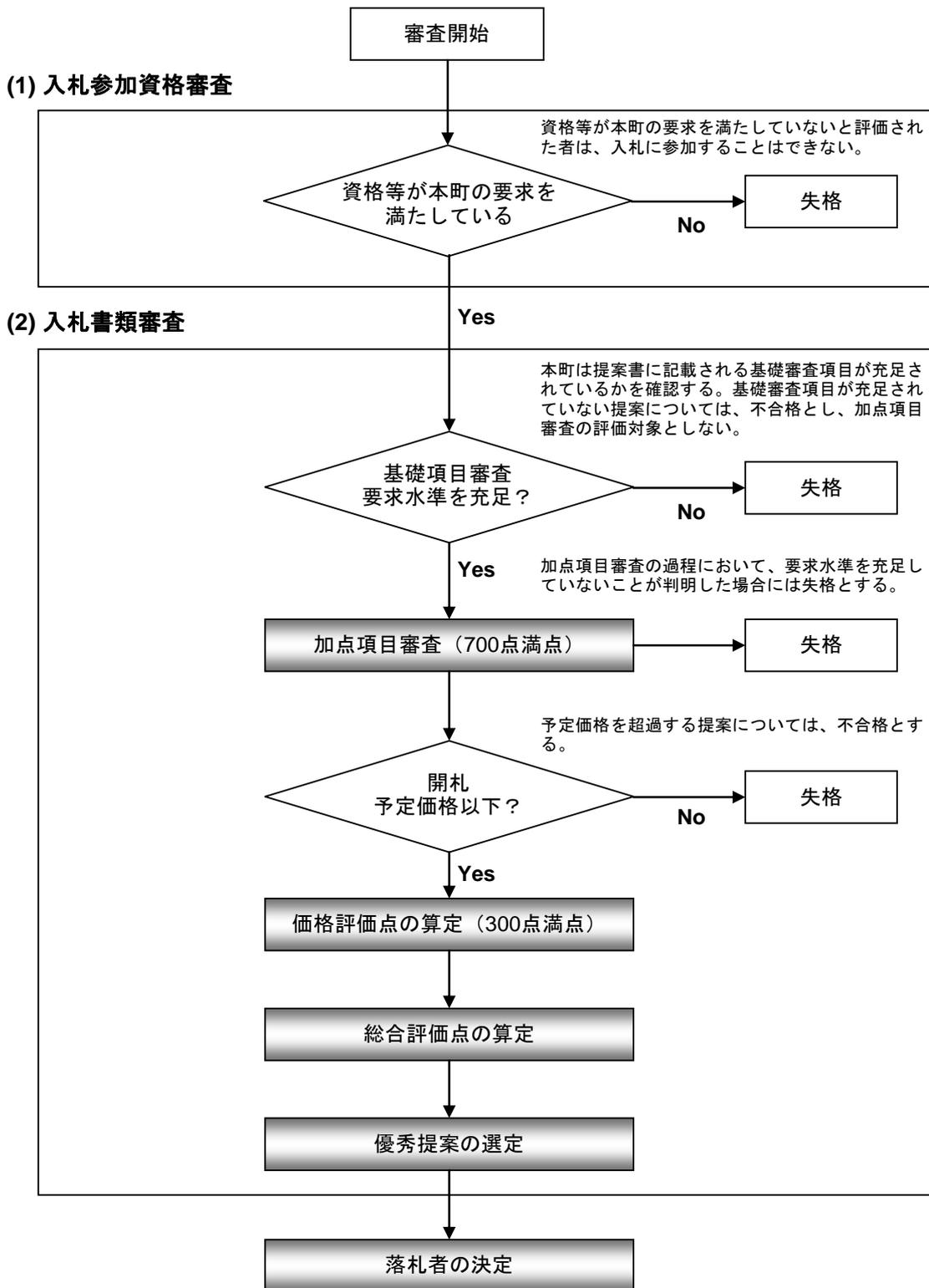
本町は、事業者選定委員会からの報告を受けて、落札者を決定する。

【事業者選定委員会 委員】

| | | |
|-----|-------|-------------------|
| 委員長 | 早瀬 勇 | 金沢星稜大学 学長 |
| 委員 | 竺 覚暁 | 金沢工業大学環境・建築学部 教授 |
| 委員 | 川崎 寧史 | 金沢工業大学環境・建築学部 准教授 |
| 委員 | 加藤 隆弘 | 金沢大学教育学部 准教授 |
| 委員 | 田中 宣 | 野々市町教育委員会 教育長 |

3. 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。



4. 入札参加資格審査

入札参加企業、又は、入札参加グループの構成員（代表企業及び構成企業）及び協力企業が、入札説明書に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査し、要件の未達項目があれば失格とする。

5. 入札書類審査

(1) 入札書類の確認

提出された入札書類がすべて入札説明書の指定どおりに揃っているかを本町において確認する。

(2) 基礎項目審査

入札参加者の提案内容が、「別紙1 基礎審査項目の評価基準」に掲げる基礎審査項目を充足しているかについて本町が審査を行う。基礎審査項目を充足している場合は適格とし、充足していない場合は失格とする。

(3) 加点項目審査

基礎項目審査において適格とみなされた提案について、事業者選定委員会において加点項目審査を行う。加点項目審査は、入札参加者の提案内容について、以下に示す加点審査項目について加点基準に応じて得点（加点）を付与する。加点項目審査は700点満点とし、その内訳は「別紙2 加点審査項目の評価基準」に示す。なお、加点項目審査に基づく性能評価点の計算に当たっては、その合計点の小数点以下第2位を四捨五入するものとするが、その過程において、要求水準を充足していないことが判明した場合には失格とする。

| 加点審査項目 | 配点 | 備考 |
|-------------------|-----|------------------|
| ① 事業計画全般に関する事項 | 70 | 配点の割合：700点満点中10% |
| ② 設計業務に関する事項 | 350 | 〃 50% |
| ③ 建設・工事監理業務に関する事項 | 70 | 〃 10% |
| ④ 維持管理業務に関する事項 | 140 | 〃 20% |
| ⑤ 入札者独自の提案に関する事項 | 70 | 〃 10% |
| 合計 | 700 | |

【加点基準】

| | 評価水準 | 加点比率（加点数＝配点×加点比率） |
|---|-----------|-------------------|
| A | 特に優れている | 100% |
| B | AとCの中間程度 | 75% |
| C | 優れている | 50% |
| D | CとEの中間程度 | 25% |
| E | 優れている点はない | 0% |

(4) 優秀提案の選定

優秀提案の選定は、以下のように行う。なお、総合評価点を算定する際の価格評価点（300点満点）については、入札書に記載された入札価格で行うものとする。

- ① 入札価格に対して、次式で価格評価点を与える。価格評価点の計算に当たっては、小数点以下を四捨五入し、価格評価点の上限を300点とする（以下の式のうち、「入札価格／予定価格」の数値が0.8を下回る場合には0.8と読み替えるものとする）。なお、予定価格は、3,330,000千円（消費税抜き）とし、予定価格を超える場合は失格とする。

$$\text{価格評価点} = 300 - 7500 \times \left(\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - 0.8 \right)^2$$

- ② 次に、性能評価点と価格評価点の合計とを次式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を優秀提案として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{性能評価点（加点項目審査：700点満点）} + \text{価格評価点（300点満点）}$$

6. 落札者の決定

本町は、入札書類審査の結果に基づいて選定された優秀提案を踏まえ、落札者を決定する。ただし、優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、性能評価点が最も高い者を落札者とする。